

○北海道警察留置施設及び被留置者の処遇に関する訓令

北海道警察本部訓令第14号

平成19年5月31日

改正 平成22年3月24日警察本部訓令第4号、24年3月23日第11号、25年3月19日第3号、3月25日第5号、26年3月20日第8号、28年3月29日第16号、令和4年7月1日第17号抄

(概要)

本訓令は、北海道警察本部及び警察署の留置施設の適正な管理運営及び被留置者の適正な処遇を行うために、

○総則

○留置に関する事

○看守に関する事

○処遇に関する事

○外部交通等に関する事

○保安に関する事

○不服申し立てに関する事

○釈放等に関する事

等について定めたものである。